

改定後	改定前
<p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用） （略） ＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞ （略） ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>	<p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用） （略） ＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞ （略） ※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、<u>多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。</u> ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>